



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

一平問題の教訓

今年の確定申告が終了し、一息ついていた3月21日の朝、大谷翔平選手の専属通訳だった水原一平氏がドジャースから解雇されたという衝撃的なニュースが飛び込んできました。最初は何かあったのか分からずただただ驚くばかりでしたが、その後の報道で水原氏は、米・カリフォルニア州では違法とされているスポーツ・ベットで多額の借金を抱え、大谷選手の口座からブックメーカーに対し、日本円で約6億8000万円もの大金が送金されていたということが判明、解雇されたことが腑に落ちました。その後もさまざまな報道がなされており、3月26日には大谷選手が声明を発表するも、解明に向けて長期化の様相を呈しているのは皆さまご存知の通りかと思えます。

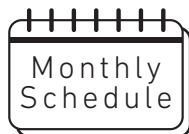
水原氏が違法賭博に手を染めていたのであれば、断じて許されることではありません。それは別に裁かれるとして本件については、大谷選手の口座からどうやってブックメーカーに対し送金があったのか問題の焦点かと思えます。一部報道によると、水原氏は大谷選手の通訳のみならず、練習相手や運転手、遠征先での食事の手配や経費等の支払対応もしていたとのこと。そういうことであれば大谷選手の口座からの送金も容易であったと思われます。通常大谷選手クラスであれば金銭管理は別の専門家に依頼しているものと考えられますが、異国の地で野球ファンから大きな期待を受けてプレーをしている大谷選手にとって、水原氏は通訳以上の心の拠り所であり、身の回りのありとあらゆることをお願いしてしまったのかもしれない。そう考えると今回の事件は大谷選手にも瑕疵があったと私は思っております。

一つは水原氏に頼りすぎたこと、もう一つは資金管理に関心が薄かったことが挙げられます。大谷選手のようなメジャーリーガーの高額年俸選手には様々な分野の専門家を従え、そ

の中にはもちろん経理のプロもおります。そういった人間がいるにも関わらず横領・窃盗は良くある話の様で、あるメジャーリーガーの代理人は「複数のチェック体制を確立しなければこのようなことは防げない」と言っております。それだけでなく「英語が分からなくてもアプリにログインして最低限、資産を確認、管理して欲しい」と自分の身は自分で守るよう、繰り返し選手に伝えているそうです。今回の一件はアスリートも一事業者、競技だけに集中すれば良い訳では無いという「教訓」と言えるでしょう。

私も税理士業界に入ってから、顧問先において社長以外の他の役員、経理職員、果ては社長の妻などの横領があったため資金繰りに窮し、最終的には破産してしまったのを何度も見てきております。破産の原因を探ると、いずれも社長に資金管理の意識が薄かったことに尽きます。そういう窮状を目の当たりにして思い出すのが、休業時代に経理外注のスタッフとして定期的に出向していた会社の社長です。その社長は経理に対し、5日ごとに通帳残高を報告するよう求めてきました。従事していた当時は正直面倒としか思えなかったのですが、様々な顧問先と関わる様になってからその意味が理解できました。事業を行っていく上で資金は「血液」に例えられるほど重要で、何かあったらたちまち企業の存亡危機になります。それをその社長は良く分かっていただけに、資金を自身でしっかり管理することによって一代で年商数十億円の企業にし、それを維持していたのではないかと考えております。

改めてではありますが、事業者は営業だけに注力してはダメです。会計の入力は自社の経理担当なり当事務所なりにお任せ頂いても構いませんが、毎月必ず通帳残高を自分の目で確認して下さい。それが自身の事業を守る第一歩です。



今月対応が必要な事項をリマインドします

- 1 / **8月決算の法人**で前期一定金額以上の納税があった場合、**4月末**までに中間納税をしなければなりません。
- 2 / **事業者のうち 1/1 時点**で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**4月末**までに償却資産税の第1期分の納税をしなければなりません。
→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思えますので、**4/30(火)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。
- 3 / **令和6年度の協会けんぽ(健康保険)**の保険料率が**3月分(4月納付分)**から改定されます。
→協会けんぽに加入されている者は**3月以降その事業所で設定している社会保険の徴収時期から変更**になりますので、給与計算の際はご注意下さい。

 <https://www.facebook.com/kanoutax/>



 <https://twitter.com/kanoutaxoffice>



定額減税への対応方法

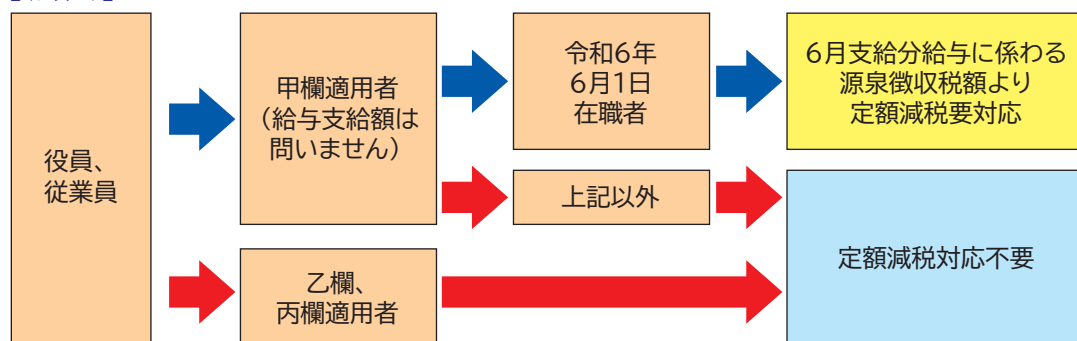
「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、その中に定額減税が組み込まれました。この定額減税は賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除するという制度です(但し、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限定)。

この控除方法ですが、既に所轄税務署より「定額減税のしかた」というパンフレットが送付されてきておりますので目を通された方もいらっしゃるかと思いますが、非常に分かりにくいものでございます。しかし6月支給分の源泉徴収税額から順次控除を行わなければならないなど、早急に事業者が対応しなければならないケースがございますので、今回はポイントを絞って事業体別にいつ対応すべきかをご説明して参ります。



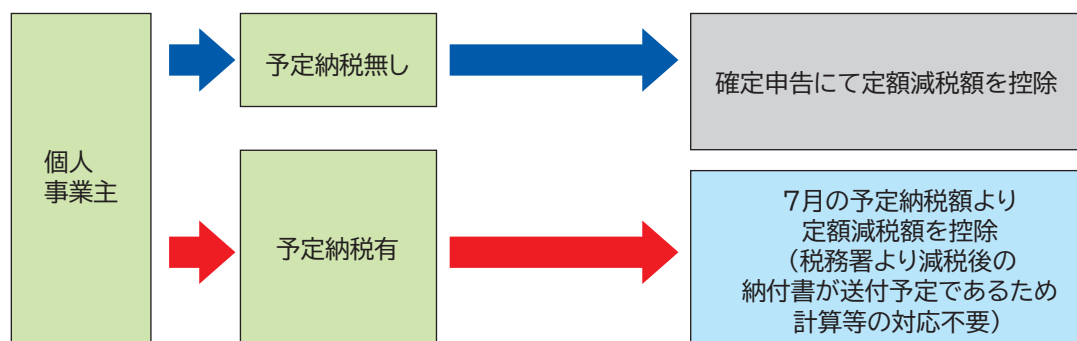
PDF

【法人】



【個人】

※従業員(事業専従者を含む)は法人と同様の取り扱い



今後5月までにご面談で順次ご説明を行う予定です。それまでに何か気になる点がございましたら当事務所までご相談下さい。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 令和6年4月1日から、e-Taxでの申告等データの送信と同時にダイレクト納付手続が可能となる新機能「自動ダイレクト」が開始します。

上記機能利用のためには、予めダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了していることが必要です。

利用届出書の代理作成をご希望の方や申告の際、自動ダイレクトの利用をご希望の方は、当事務所までご連絡下さい。



PDF

② インボイス制度について、多く寄せられるご質問が令和6年3月18日に更新の上、国税庁より公表されました。



PDF

③ 新たに「保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度」が3月15日よりスタートしました。

上記制度は「保証料率の上乗せ」という経営者保証の機能を代替する手法を活用することで、従前にあった経営者保証ガイドラインの3要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)よりも緩和した要件が設定されております。

ただ財務内容がしっかりしていないと要件を満たせませんので、制度の利用を検討している方は当事務所まで必ずご相談下さい。



PDF

④ 日本政策金融公庫が令和6年4月から融資契約手続きにおける電子契約サービスを導入しました。

電子契約サービスをご利用いただければ、契約書類への記入・押印や収入印紙の貼付が不要になり、スピーディーに契約手続きを行うことができます。

ご相談がございましたら、最寄りの支店(国民生活事業)までお問合せください。



PDF